みどり川左右岸 施設利用ガイドブック

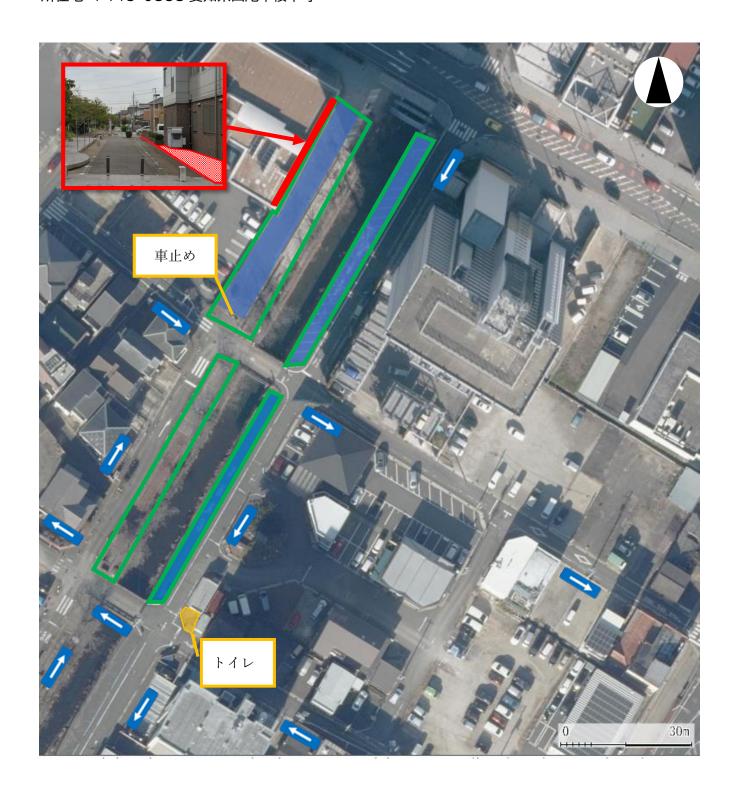
(まちなかにぎわいパートナー事業)



西尾市産業部商工振興課

ご利用に際しては本ガイドブックの内容を十分ご理解いただき、遵守するとともに、西尾市の指示に従ってください。

西尾の市街地の中心部を流れる「みどり川(北浜川)」沿いの桜並木が広がる緑地公園。 所在地:〒445-0853 愛知県西尾市桜木町



事業内容	中心市街地のにぎわいを図るため、広く一般の方が参加できる内容に限ります。		
利用可能時間	8:00~21:00 (設営·撤去時間 7:00~22:00)		
利用可能エリア	緑枠の範囲内 (ただし、キッチンカー等の車両配置可能エリアは、青塗り内のみ) ※赤塗り範囲は私有地であり許可なく立入禁止		
公園設備	・電源…なし ・トイレ…あり		

禁止されている行為

- 1. 施設を損傷し、又は汚損すること。
- 2. 竹木を伐採し、又は植物を採取すること。
- 3. 土石の採取その他の土地の形質を変更すること。
- 4. 鳥獣類を捕獲し、又は殺傷すること。
- 5. はり紙若しくははり札をし、又は広告を表示すること。
- 6. 立入禁止区域に立ち入ること。
- 7. 指定された場所以外の場所へ車両を乗り入れること。
- 8. 施設をその用途外に使用すること。
- 9. その他施設の管理に支障がある行為をすること。
- 10. 火気厳禁(焚き火、バーベキュー等) ただし、防災訓練等、管理者が許可したものは除く。

注意事項

	● 他の施設利用者に支障がないように事業を実施してください。
	● 事業実施後は後片付けをし、ごみは持ち帰ってください。
	● 利用するにあたり、食品衛生法をはじめ関係法令等を遵守し、利用者側で
全体	必要な届出・許可申請等の手続きを行ってください。
	● ガイドブック内の利用条件や注意事項が守られていない場合、事業の中
	止及びパートナー認定取り消しとなる場合があります。
	● 管理上等の理由により利用を中止させていただく場合があります。
	● 施設内に許可なく車両を常駐させることはご遠慮ください。
	● 車止めを左右に移動させて乗入れしてください。
車両・搬入出 	※事業実施後は、必ず車止めの位置を戻しておくこと。
	● 車道での搬入は、交通の妨げにならないように速やかに行ってください。
	● 路上駐車しないようにしてください。
 駐車場	● 出店者および来訪者含めて、西尾信用金庫中央支店を始め近隣店舗の駐
河工十一物	車場について、許可なく駐車しないでください。
	● 駐車場が不足する場合は、近隣の有料駐車場をご利用ください。

車両、露店、設置物 等の配置・レイアウ ト	•	キッチンカーや露店等は立ち入り禁止区域や車道に配置しないようにし
		てください。
	•	火気使用器具等を使用するにあたり、消防署に届出を行ってください。
	•	許可なく私有地へ越境して配置しないようにしてください。
	•	その他配置にあたって不明な点がありましたら、事前に実施計画書等を
		商工振興課に提出し、指示を受けてください。
	•	植木や生垣付近での備品等を設置しないでください。
備品等の設置	•	その他大規模な備品等の設置については、事前に実施計画書等を商工振
		興課に提出し、指示を受けてください。

関係法令等の遵守

利用するにあたり、食品衛生法をはじめ関係法令等を遵守し、利用者側で必要な届出・許可申請等の手続きを行ってください。

設営・撤去について

利用後は、施設の復旧及び清掃などを行い、破損・汚損の有無を確認してください。返却時に破損等があった場合は、市の指定する方法で賠償していただきます。

利用者責任について

利用に伴い発生する事件・事故・苦情等は、全て利用者の責任とし、以後の処理についても利用者に行っていただきます。